

第29回 鉏路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年8月31日 13:30から14:40
2. 場 所 鉏路市役所本庁舎 2階第3委員会室
3. 出席委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員 4番 福西 範委員
5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員
8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員 11番 松下 裕幸委員
12番 佐藤 泰正委員 13番 細川 裕委員 14番 菊池 隆委員
15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員 18番 菊池 利治委員
19番 大坂 博文委員 20番 稲場 洋二委員 21番 成田 俊英委員
(以上 18名)
4. 欠席委員 10番 佐藤 裕司委員
(以上 1名)
5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏 主査 高山 直樹
農地業務担当員 小泉真由美 農地業務担当員 藤本 恵美
(以上 6名)
6. 議事日程 会議録署名委員の指名 8番 熊坂 隆雄委員
11番 松下 裕幸委員
会期決定について 平成29年8月31日(1日)
会務概要報告
報告第87号 現況証明願について(市街化区域)
報告第88号 農業経営証明願について
報告第118号 現況証明願について
議案第119号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第120号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計
画の決定について
(追加議案)
議案第118号 現況証明願について

議長
野村会長

それではお時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございました。
それでは、ただいまより第29回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。議事録署名人に8番、熊坂隆雄委員、11番、松下裕幸委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日8月31日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
阿部局長補佐

会務概要報告を行います。
議案書2ページ目をご覧ください。

(以下、会務概要報告および、釧路地方農業委員会連合会の人事報告)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。

初めに、報告第87号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書の4ページにございます、報告第87号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書5ページの表の1番は、資料が6ページから8ページにございます。

市街化区域内の[]、の一筆、公簿地目が牧場になっております[][㎡]の土地について、所有者の[]の代理人の[]より現況証明願があり、7月19日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、7月20日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書5ページの表の2番は、資料が6ページ、9ページ、10ページにございます。

市街化区域内の[]、他1筆、公簿地目が畑および牧場になっております合計[][㎡]の土地について、所有者の[]氏の代理人の[]より現況証明願があり7月31日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたの

で、8月1日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書5ページの表の3番は、資料が11ページから13ページにございます。

市街化区域内の[]の一筆、公簿地目が畑になっております []
㎡の土地について、所有者の []氏から現況証明願があり、8月9日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、8月14日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、3件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第87号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、報告第88号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局

阿部局長補佐

それでは議案書14ページにございます、報告第88号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、阿寒地区で1件の申請がありました。

議案書15ページの別表の1番は、[]の []氏から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成29年8月14日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の農業経営証明願について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第88号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。

議案第118号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局

阿部局長補佐

それでは、議案書の16ページにございます、議案第118号「現況証明願」について説明致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回は、釧路地区から2件、音別地区から1件の現況証明願の申請がございました。

議案書17ページにございます表の1番ですが、資料は18ページ、19ページに
ございます。

農振地域外の公簿地目が畑である、[REDACTED]、の一筆、[REDACTED]㎡の土地につい
て、所有者の[REDACTED]氏の代理人の[REDACTED]から現況証明願がござ
いました。

8月17日、鉏路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、
利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、議案書17ページにございます表の2番ですが、資料は18ページ、20ペー
ジにございます。

農振地域外の公簿地目が牧場である、[REDACTED]、の一筆、[REDACTED]㎡の土地
について、所有者の[REDACTED]氏の代理人の[REDACTED]から現況証明
願がございました。

8月17日、鉏路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、
利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、議案書17ページにございます表の3番ですが、資料は21ページ、22ペー
ジにございます。

農振地域外の公簿地目が畑である、[REDACTED]、の一筆、[REDACTED]㎡の
土地について、所有者であります、[REDACTED]氏の代理人の[REDACTED]氏
から現況証明願がございました。

8月22日、音別地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、
利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地および整地済地であると確認致しました。

以上、3件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたいお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がりましたが、1番と2番の現
地調査結果について、調査委員長の浅野委員から報告をお願いします。

委員
浅野委員

それでは、議案第118号現況証明願のうち、1番と2番について調査報告いたし
ます。

現況証明願のうち1番の[REDACTED]は、[REDACTED]氏が所有する公簿地目が畑であ
る[REDACTED]㎡の土地であり、平成29年8月21日、鉏路地区農業委員3名及び事務局
職員2名で現地調査を実施したところ、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は
雑種地であることを確認しました。

次に、2番の[REDACTED]は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が牧場であ
る[REDACTED]㎡の土地であり、同じく平成29年8月21日、鉏路地区農業委員3名及び
事務局職員2名で現地調査を実施したところ、当該地は農地採草放牧地以外で、利用
状況は雑種地であることを確認しました。

以上、報告いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長
野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

次に、3番の現地調査結果について、調査委員長の村上委員から報告をお願いしま
す。

委員
村上委員

それでは、議案第118号現況証明願の3番について、調査報告いたします。

願出のあった土地については、所有者が■■■■氏である■■■■、公簿地目が畑である■■■■㎡の土地であり、申請者の■■■■氏から、現況証明願いの提出がありました。

調査日は平成29年8月22日で、音別地区委員3名及び事務局職員2名により現地調査を実施し、該当地は農地・採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地及び整地済地であることを確認いたしました。

以上、現況証明願いの現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

村上委員、ありがとうございました。
それでは、議案第118号「現況証明願」について一括して審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第118号「現況証明願」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第118号「現況証明願」について原案のとおり決定致します。

次に、議案第119号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します、事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書23ページ目でございます、議案第119号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回は、釧路地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書24ページの表の1番は、資料が議案書の25ページから26ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で、売買による所有権移転を行うものです。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の浅野委員に報告を求めます。

委員
浅野委員

それでは、議案第119号 農地法第3条の規定による許可申請について報告いたし

ます。

許可申請の内容は、 氏が所有する、 、 ㎡の農用地について、 氏に売買により所有権移転するものです。

この件について、平成29年8月21日、釧路地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を実施したところ、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

それでは、1番を審議を致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第119号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第119号「農地法第3条の規定による許可申請」について原案のとおり決定致します。

次に、議案第120号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書の27ページでございます、議案第120号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、阿寒地区で2件の計画がございます。

議案書28ページの表の1番ですが、資料は議案書の29ページから34ページでございます。

 氏が所有する、 、他10筆、合計 ㎡の農地について、同氏の代理人であります の と との間で年間 円、期間は 年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書28ページの表の2番ですが、資料は議案書の29ページ、35ページ、36ページでございます。

 氏が所有する、 、他1筆、合計 ㎡の農地について、同氏の代理人であります の阿寒農業協同組合と 氏との間で年間 円、期間は 年 ヶ月間で賃貸借を行うものでございます。

議長
野村会長

以上、2件の農用地利用集積計画の決定について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

それでは、ただいま事務局から説明のありました議案第120号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議しますが、1番については、[] 構成員であります、松下委員が議事参与の制限にあたります。

2番は細川委員本人に関する案件ですので、議事参与の制限にあたります。

また、1番、2番につきましては、[] の [] の役員および理事であります、佐藤泰正委員、浅野委員、細川委員が議事参与の制限にあたります。

それでは、1番を審議しますので、松下委員、佐藤泰正委員、浅野委員、細川委員は退室して下さい。

議長
野村会長

(松下委員、佐藤泰正委員、浅野委員、細川委員退室)

それでは、1番を審議します。

委員
委員一同

質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第120号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

議長
野村会長

(全員挙手)

賛成多数と認め、議案第120号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について原案のとおり決定致します。

次に2番を審議しますので、松下委員は入室して下さい。

議長
野村会長

(松下委員入室)

1番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、2番を審議します。

委員
委員一同

質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第120号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番について原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第120号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番については原案のとおり決定致します。
佐藤泰正委員、浅野委員、細川委員は入室して下さい。

(佐藤泰正委員、浅野委員、細川委員入室)

議長
野村会長

1番と2番は、原案のとおり決定致しました。
次に、追加議案が1件ございます。
議案第118号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、追加議案書の1ページにございます、議案第118号「現況証明願」について説明致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回は、音別地区から1件の追加がございます。

追加議案書2ページの表の4番ですが、資料は3ページ、4ページにございます。

農振地域内白地の公簿地目が畑である、XXXXXXXXXX、の一筆、XXXXXXXXXX㎡の土地について所有者であります、XXXXXXXXXX氏から現況証明願がございました。

この件につきましては相談を受けた際に、先に土地を測量、分筆登記する必要があり、時間を要することが判りましたので、事前に現地調査を実施しております。

8月22日、音別地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、1件の現況証明書の発給の追加について、ご審議を頂きたいお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、4番の現地調査結果について、調査委員長の村上委員から報告をお願いします。

委員
村上委員

議案第118号「現況証明願」の4番について、調査報告いたします。

XXXXXXXXXX、公簿地目が畑のXXXXXXXXXX㎡の土地について、所有者、および申請者であるXXXXXXXXXX氏より「現況証明願」の提出がありました。

調査日は平成29年8月22日、音別地区委員3名及び事務局職員2名において現地調査を実施し、該当地は農地、採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

以上、「現況証明願」の現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長
野村会長

村上委員、ありがとうございました。

それでは、議案第118号「現況証明願」の4番について審議致しますが、本案件は大坂委員ご本人の案件で、議事参与の制限を受けますので、大坂委員は退室して下さい。

議長
野村会長

(大坂委員 退室)

委員
菊池隆委員

それでは、議案第118号「現況証明願」の4番について審議致します。
質問、意見を求めます。

事務局
阿部局長補佐

調査年月日より受付年月日が遅いのはどうしてか。

議長
野村会長

測量、分筆登記に時間を要したため、事前に現地調査を行ったためです。

他に質問はございませんか。

質問がないようですので、採決致します。

議案第118号「現況証明願」の4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

議長
野村会長

(全員挙手)

賛成多数と認め、議案第118号「現況証明願」の4番について、原案のとおり決定致します。

大坂委員は、入室して下さい。

議長
野村会長

(大坂委員 入室)

1番につきましては、原案のとおり決定致しました。

これを持ちまして、本日の議事の全て終了致しましたが、他に何かございませんか、なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成29年8月31日

議長 野村 照明

署名委員 熊坂 隆雄

署名委員 松下 裕幸